［１～８　略］

９　登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

［表略］

（注意事項）

［１・２　略］

３　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

［⑵～⑳　略］

㉑　高速取引行為に係る業務の状況

登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。

①　有価証券の売買の状況　（単位：百万円）

取引戦略の名称					
取引戦略の類型					
債券	国債証券				
	地方債証券				
	特殊債券				
	社　債　券				
	計				
受益証券					
	うち上場証券投資信託				
その他					

（注意事項）

１　有価証券の売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

２　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

３　「取引戦略の類型」の欄には第８条第11号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

４　「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（法第２条第１項第３号に掲げる有価証券で政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに株式会社商工組合中央金庫法第33条に規定する商工債、信用金庫法第54条の４第１項に規

［１～８　同左］

９　登録金融機関業務の状況

当期における登録金融機関業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

［同左］

（注意事項）

［１・２　同左］

３　「うち上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

［⑵～⑳　同左］

［加える。］